

分類	項番	質問趣旨	回答
01 申請	1	令和5年3月31日以前に先端設備等導入計画の認定を受けているが、令和5年4月1日以降に新たな設備の認定を受けようと考えていますが、この場合「前回の計画の変更申請」又は「新規申請」のうちいずれの申請を行えばよいですか。	「新規申請」を行う必要があります。 令和5年3月31日以前の先端設備等導入計画は「平成30年度税制改正で創設された生産性革命実現のための固定資産税の特例措置」を受けるために必要でした。令和5年4月1日以降の先端設備導入計画は「令和5年度税制改正で創設された生産性向上・賃上げを促す固定資産税特例措置」を受けるために必要となるため、「新規申請」が必要となります。
	2	令和6年3月1日に賃上げ表明実施前に新規申請を行い、令和6年3月15日に当該導入計画の認定を受けました。 その後、令和6年4月1日に賃上げ表明を行いました。 令和6年5月1日に新たな設備の取得を計画する場合、どのような申請を行えばよいですか。	令和6年5月1日に取得を計画した新たな設備に関する申請を、賃上げ表明を位置付けた新規申請として申請してください。 よって、質問の場合、当該事業者は導入計画を2つ備えることになります。
02 申請書類	1	令和5年3月31日以前は先端設備等導入計画の認定を受けるに際して、「先端設備」として認定を受ける設備については「工業会等による証明書」を添付していましたが、令和5年4月1日以降の制度では添付不要となっています。 令和5年4月1日以降の制度において、「先端設備」か否かを判断するためにはどのような資料が必要ですか。	認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画（投資利益率5%以上）に記載された下記①から④の設備を「先端設備」として取り扱います。 【減価償却資産の種類ごとの要件（最低取得価格）】 ① 機械装置（160万円以上） ② 測定工具及び検査工具（30万円以上） ③ 器具備品（30万円以上） ④ 建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く）（60万円以上）
	2	認定支援機関が発行する「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」について、「投資計画に対する所見」が記載された鑑1枚のみの提出で良いですか。	（別添）及び別紙を添付する必要があります。 「投資計画に対する所見」欄には、別添の投資企画の実施により～とあり、先端設備等の導入の目的などを記載した（別添）書類を提出する必要があります。 また、（別添）書類内にある「基準への適合状況」を記入した別紙も提出する必要があります。 ただし、（別添）及び別紙の添付については、申請者が認定支援機関へ確認を依頼した際の投資計画（投資計画に関する確認依頼書及び基準への適合状況）の写しを添付することで変えることができます。
	3	令和6年3月1日に賃上げ表明を位置付けた新規申請を行い、令和6年3月15日に当該導入計画の認定を受けました。 令和6年5月1日に設備の追加に起因する変更申請を行う場合、変更申請にあたって「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」の添付は必要でしょうか。	変更申請を行うにあたって、「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」の添付は不要です。

分類	項番	質問趣旨	回答
03 税制支援措置	1	<p>令和6年3月1日に賃上げ表明を位置付けた導入計画の申請を行い、令和6年3月15日に当該導入計画の認定を受けました。</p> <p>しかし、実際に償却資産を導入したのは令和6年5月1日です。</p> <p>この場合、固定資産税の軽減措置はいつからいつまで受けることができますか。</p>	<p>「取得日」は「導入日（または稼働日等）」を基準に考えることとなります。</p> <p>よって、質問の場合は、令和6年度に取得した償却資産に対して、令和7年度より償却資産課税が実施されることが見込まれるため、令和7年度～令和10年度の償却資産税の課税標準が1/3に軽減されることとなります。（令和6年度取得の場合：課税標準を4年間、1/3に軽減に該当）</p> <p>課税の詳細は固定資産税課へお問い合わせください。</p>